

「2019年度空き家活用に関する建築士のための養成講座」開催記録

空家の利活用促進を図るうえで建築士の役割は重要である。この業務についての知識や経験を有する人材を育成するため、昨年度3月開催の第2回講座に引き続き、第3回講座を下記の要領で開催した。

■開催概要

開催日時：第1日目 2019年11月2日(土) 10:00～16:40 講義

会場／「すまいるネット・セミナールーム」(神戸市長田区二葉町5-1-1アスタくにつか5番館)

第2日目 2019年11月9日(土) 10:30～17:00 講義・実習・修了試験

会場／「三ツ森炭酸泉店」神戸市北区有馬町335-2・「梅村商店」

受講者数：兵庫県内の建築士(第1日目20名・第2日目19名)

■当日のカリキュラム等

【第1日目】10:00～16:40

	時間(分)	講師	内容
ガイダンス、空き家管理・活用の担い手像	15	森崎輝行氏：兵庫県建築士会本部理事	本講座の位置づけ、対象とする空き家、空き家管理・活用の担い手像のイメージや各講義の内容について概説
空き家の現状	30	田中丈之氏：神戸すまいまちづくり公社住環境再生部支援課長	*人口・世帯の動向 *空き家の現状 *空き家の発生による諸問題
10:45 休憩(5分) 10:50			
空き家等対策の推進に関する特別措置法概論	30	石井宏和氏：兵庫県県土整備部住宅政策課住宅政策班主幹	*空き家対策の推進に関する特別措置法の趣旨 *空き家等に関する施策の基本指針
空き家の利活用計画	30	石井宏和氏：兵庫県県土整備部住宅政策課住宅政策班主幹	*利活用の類型 *利活用計画のための資金計画 *利活用のためのネットワーク *空き家に関する補助事業一覧
空き家の利活用の行政施策	30	今井政仁氏：神戸市住宅都市局空家空地活用課長	*利活用の施策
12:20 昼食(40分) 13:00			
空き家等対策関連法1	30	金本忠義氏：神戸市建築住宅局建築指導部長	*建築基準法(法規制) *景観法 *消防法
空き家等対策関連法2	30	判治裕介氏：判治法律事務所	*相続関連 *民法 *法定代理人
14:00 休憩(5分) 14:05			
空き家等対策関連法3	30	富岡秀樹氏：税理士法人阪神税務総合事務所	*不動産に関する税制
空き家等相談会の内容	30	南村忠敬氏：全日本不動産協会兵庫県本部長	*相談会用チェックシート *回答の心得 *相談内容の事例
15:05 休憩(5分) 15:10			
所有者と利用者のマッチング	30	三輪康一氏：兵庫県建築士会副会長	*空き家所有者と利用者のマッチングの手法 *専門家の業務分担と連携のあり方
空き家等の調査方法	30	進藤学氏：兵庫県建築士会	*空き家所有者意向 *空き家の判断基準 *インスペクションと活用 *空き家の価値の把握
空き家の利活用の事例	30	中井豊氏：中井都市研究室	*利活用の事例

16:40 第1日目終了

すまいるネットでの講義の様子



【第2日目】10：30～17：00

	時間(分)	講師	内容
空き家の技術的診断	30	渡邊一洋氏：兵庫県建築士会	*インスペクションによる性能確認
空き家改修の手法	30	才本謙二氏：兵庫県建築士会	*リフォームの施工の問題
空き家等の管理手法	30	南村忠敬氏：全日本不動産協会 兵庫県本部長	*空き家管理項目 *空き家管理ビジネス *空き家管理マニュアル

12：00 昼食(60分) 13：00 →実習現場に移動

空き家調査・改修(活用)の現地実習	180	森崎輝行氏 ：兵庫県建築士会本部理事	*空き家の調査実習 *空き家の改修(活用)現場の見学
-------------------	-----	-----------------------	-------------------------------

「三ツ森炭酸泉店」に移動

16：10～16：40 修了試験(30分)

16：40～17：00 修了試験合否審査・修了証授与

17：00 終了

三ツ森炭酸泉店での講義の様子



梅村商店での実習の様子



■開催成果

上記のように、講義の講師は、空き家の利活用に関する技術や実績を有する建築士やまちづくりコンサルタントだけでなく、行政職員、弁護士、税理士、宅建士、建築職人、不動産管理のエキスパートなど多彩な分野にわたっており、幅広く興味深い講義内容となった。また、有馬の弓削様、梅村様のご協力を得て歴史的価値の高い古民家に入らせていただき講義と実測を行うことができた。そして、2日間にわたる講義・実習の終了後、修了試験(全10問)を実施した結果、受験者全員が修了試験に合格し、修了証を授与することができた。

なお、昨年の講座をあわせて計58名の建築士が講座を修了し、「空き家活用に関する建築士」として(公社)兵庫県建築士会に登録されることとなった。

(まちづくり委員会)

